

社会資本整備審議会建築分科会第19回基本制度部会

平成21年6月29日（月）

【事務局】 本日はお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、きょう、事務局を務めさせていただきます〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、マスコミ等の取材希望がございますので、よろしくお願いいたします。なお、部会の議事につきましては、分科会に準じてプレスを除き一般には非公開となっております。また、議事録は委員の名前を伏せた形でインターネット等において公開することといたしたいと存じますので、あらかじめご了承ください。

定足数の確認でございますが、本日は委員総数の3分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、社会資本整備審議会令第9条により、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第の下に＜配布資料＞が記してございます。これをごらんいただきながら配付資料を確認させていただきます。委員名簿以外に資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、資料7、資料8、それから参考資料1、参考資料2、参考資料3、参考資料4、以上の資料を配付させていただいております。欠落等ございましたら、事務局までお申し出ください。よろしゅうございますでしょうか。

本日は、諮問事項「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方」のうち、本部会でご検討いただくこととされています「質の高い建築物の整備方策」についてご議論をいただくため、昨年度、住宅局の「建築基準整備促進補助金事業」におきまして、「建築の質の向上」に関する調査事業の提案に取り組みされた8団体の方においていただいております。社団法人日本〇〇、社団法人日本建築士会連合会、社団法人日本建築家協会、社団法人日本建築構造技術者協会、社団法人〇〇、社団法人全国〇〇、特定非営利活動法人〇〇、社団法人〇〇、以上の8団体の方々からご説明をいただくために、ご出席をいただいております。

それでは、議事運営につきまして、〇〇部会長、よろしくお願いいたします。

【部会長】 〇〇でございます。本日は、委員の皆様、それから各団体のスピーカーの

方、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから社会資本整備審議会建築分科会第19回基本制度部会を開催いたします。

本日は、前回に引き続きまして、本分科会に諮問されております「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政のあり方」について調査審議を行いたいと思います。

それでは、議事次第に従いまして「質の高い建築物の整備方策」について、8団体の方からそれぞれ関連するご説明をお伺いした上で、意見交換を行いたいと思います。

各団体からのご説明の前に、この8団体に取り組んでいただきました事業の概要について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 事務局の〇〇でございます。お手元の各団体さんの提出資料の後に、参考資料1として1枚の紙をお配りしております。参考資料1、それから参考資料2を出していただけますでしょうか。参考資料1は、この事業の概要でございます、昨年度から建築基準整備促進補助金事業を予算で創設しております。これは国で調査事項を提示いたしまして、公募によりましてその調査研究に取り組む団体を募集するものでして、その中の1つとして、「建築の質の向上に関する検討」につきまして、昨年、調査提案に取り組む団体を募集させていただきました。2番にございますように、この調査事項の中では、質の高い建築物が有すべき性能、建築に関する基本理念、建築に係る関係者の責務、役割等につきまして調査提案を求めましたところ、きょうご出席いただいております8つの団体さんの調査提案を採択させていただいたという経緯でご説明をいただくことにさせていただきます。

ちなみに、昨年度は3. にございますように、各団体内でこの提案作成のための調査検討に取り組んでいただいております、今年度、横の議論もいただきまして、取りまとめをしていきたいと考えております。あと、参考資料2をおつけしておりますが、これは各団体さんからご提出いただきました資料につきまして、その3つの項目、質の高い建築物が有すべき性能、それから基本理念、関係者の責務等につきましてご提案いただいた内容を事務局で整理させていただいたものでございますので、各団体さんのご発表の際に適宜ご参照いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。それで進め方でございますが、全部で8団体ございまして、全部を一遍にやりますと、委員の先生方もなかなか理解しにくいかと思います。前半戦と後半戦に分けて4つの団体ごとにお話しただいて、途中でそれぞれ30分ずつ

質疑応答の時間を挟む形で進めたいと思います。

まず最初に、〇〇の皆様から、それぞれ5分程度ご説明をお願いして、その後30分程度質疑をしたいと思っております。なるべく質疑の時間を多くとりたいということで、説明時間が短くて申しわけございませんけど、そういう形でお進め願います。

それでは、〇〇さん、お願いします。

【〇〇】 〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。

〇〇は、資料1、A4のペーパー表裏に取りまとめのペーパーがございます。それから、パワーポイントを印刷していただいたものがあるようでございますけれども、時間の関係もございますので、このA4のペーパーでご説明させていただければと思います。

〇〇は、いただきました課題にかなりストレートに応答すべきであると考えまして、まず現状の建築社会が抱える問題点について分析して、それをどういうふうに取りまとめ、質の高い建築の実現について整理ができるのか討議をいたしました。その討議の結論に相当するところを3つの内容に項目別に分けさせていただいております。その3つがA4のペーパーの①、②、③、質の高い建築が有すべき性能と、建築に関する基本理念、建築に係る関係者の責務及び役割でございます。

実は4番目に、何でもいから提案があれば書いてもよろしいということでございましたので、提案という形でこの3つの理念を1つの理念法という形で取りまとめたものを制定したらどうかと提案の形で述べさせていただいております。

1番目の質の高い建築が有すべき性能から、かいつまんでご説明させていただきます。まず、いきなり質の高い建築が有すべき性能で、それでは質をどうやって分類し、定義するかというところでかなり深い議論をいたしまして、結果で申しますと、非常に多面的であり、質を定義すること自体が多様であって、1つの言葉で質自体を定義することは大変難しいというところが今年度の調査の結論でございます。

それでは、どういう質があるかということに関しましては、多様であると言いながらも、これだけのものは考えられる質の定義があり得るのではないかということは、報告書にまとめ、書き連ねさせていただきました。

もう1点、それでは、質の高い建築が有すべき性能という点でございますが、性能については、どういう性能を持っているものが質が高いと言えるのかという逆の視点から取りまとめることを試みております。ただ、質に関しましても、性能につきましても、昨年度に関しては必要条件を書き出したところにとどまっていると私どもとしては分析いたして

おります。重要な点についてだけ申させていただきますが、このペーパーで4-1) から4-8) まで質についての分類を書かせていただいておりますけれども、4-1) の建築物単体に固有の性能、安全、防災、健康など人間の生存にかかわる基礎的な部分、4-2) 地球環境への配慮、その他地域の景観形成等、建築が直接その外部に及ぼす影響、作用の2点についてはやはり質の議論から外すことはできないだろうなど。4-3) から4-8) までではそれぞれの固有のポジションどりをした場合に、問題点として見えてくる質と性能でございます。

②でございますが、建築に関する基本理念をどう考えることが、取りまとめることができるかでございますが、これもまた、どちらも同じだと思いますが、議論百出でございます。私どもは今回は6つの理念系にまとめさせていただきました。ただ、これらの理念系のそれぞれすべてに通底しているものは、建築の公共性の尊重と建築はすべからく文化性を体現したものであるという2つの基本思想でございます。

1) から6) までは基本理念として取りこぼしのないように言葉にしたものでございませぬけれども、1) と2)、3) は、公共性の尊重と文化性の体現に沿ってかなり大ぐくりなことを述べたものでございます。4) は、どういう制度基盤がこれからの社会に必要であるのかという議論に及んだ部分について、5) は、例えば専門家が建築を精査していく過程においてどういう理念に基づくべきであるかという視点から、6) については、もう少し大きな時代であるとか世界に視点を置いたときにどういう理念を持つべきかを文章にさせていただいたものです。

③は関係者の責務及び役割というポイントでございます。これについては、これまでいろいろな制度でありますとか議論の中で出ている部分を分析することはあったわけでございます。例えば専門家の責務はいかなるものであるべきかという議論はあったわけでございますけれども、一遍にこうやって全部まとめてみると、1点、かなり重要に見えてくるところがございまして、今回特に強調すべきかなと思いましたが、所有者、管理者、建築主、2番と3番でございますが、建築主と管理者と、これらの責務については、やはり明示すべきではないかということでございます。

そのほか、専門家には権限を付与することと責任を強化することをセットで求めるべきではないかということ、あるいは行政関係については地方分権の流れに沿って考えていくべきものという点でございます。

国民一般についての責務もやはり基本理念の中で述べなければいけないのではというこ

ともございまして、もし基本理念を建築の社会から発信することがあれば、国民全体を巻き込んで、全員でこの理念の実現に励んでいこうと要請すべきではないかと考えたものでございます。

④は、これらの理念について、例えば建築基本法という形に取りまとめて、国民全体で理念を共有することができればいいのではないかと提案という形にさせていただいたものです。1番から6番まで基本法の原則といったものが書いてありますが、細かな内容については後ほどのご議論に任せたいと思いますが、1点だけ強調させていただきたいところがあると思いますれば、基本法をもし制定することが可能であれば、やはり国民全体の議論の中からわき上がってきたものにしていきたいという点でございます。

⑤は、付帯意見・その他のある特定の視点に立った場合の意見が出て、これはこぼれ落ちてしまうと少しもったいないところもあって、記述させていただいておいたものでございます。

以上、駆け足でございますが、発表とさせていただきます。

【部会長】 ありがとうございます。時間が短目で本当に申しわけございません。それでは、〇〇からお願いします。

【〇〇】 〇〇と申します。

お手元のA4の冒頭の資料は、少し一般論を書いてしまいましたので、その後の具体的なパワーポイントの内容でご説明させていただきたいと思いますが、1ページ目は、少し印刷が飛んでおりますので、3ページ目の質の高い建築に向けての基本的考え方ということで、建築の質が高いというのをどういうふうに考えるかは非常に難しいわけですが、我々は3つの視点、物づくり、街づくり、生活づくりがそろわないと本当の意味での質の高い建築とは言えないのではないかと考えています。これが基本的考え方です。

まず、物づくり、街づくりに関しては、きょうもいろいろ発表があると思いますけれども、具体的にはいろいろな検討が進んでおりますが、そこで生活されている方の視点を取り入れながら建築の質を上げていくという視点が不十分であろうと認識しておりまして、そういう意味で今回の研究に取り組んだわけです。

生活者参加、あるいは住民参加という言葉は今いろいろなところで使われておりまして、ワークショップという手法もいろいろなところでいろいろな方がいろいろな方法でおやりになっています。ただ、その中でよく見てみますと、行政のアリバイづくりで終わってたり、設計者がひたすら説明をしている、あるいは説得をしているワークショップであっ

たり、その内容を問うことになると、非常にクエスチョンマークがつくものもあるわけですが、建築をつくっていくところで設計をしたり物をつくったりする前の段階の生活者のニーズがどこにあるのか考える段階と、具体的に物をつくっていく段階とできた後、それをどういうふうに使っていくのか、その物ができたことによって暮らしがどういうふうに豊かになっていくのか、その3段階の議論があると思うわけですが、それをつなぐのは生活者、具体的にそこで生活していたり利用したりする立場になっている人だと思うんですけど、そういう生活者の視点を計画、建築づくりの中に入れていく手法として我々は発見型ワークショップという方法を提案しております。

発見型ワークショップは、お手元のパワーポイントの資料でござんいただきたいんですが、この調査では11の作法にまとめております。具体的には成功していると思われる事例を収集しまして、その中から共通して見出せる作法についてまとめております。最初の計画の初期の段階から具体的に何が課題で何を解決しなければいけないのか。具体的に敷地とかその周辺の課題が何なのか。その土地の力というか、特性が何なのか。そこにどんな資源があるのか。あるいはそういうことを発見しながら、具体的にそこで暮らしをされている方のいろいろな思いを発見したり、聞き取ったりしていく、新しい施設あるいは新しい建築に、公共建築を想定していますけれども、そこに必要な機能が何なのかを生活者の視点から発見していく。物をつくっていくときには、公共の仕事の場合は行政の悩み、いろいろな意味で悩みがあるわけですが、コストの問題からいろいろなものがあるわけですが、それを発見しながらつくり手側として、あるいは市民として行政の悩みを共有していくこと。具体的にその地域にある人のつながりを見出しながら、最終的な地域の、あるいはまちの未来を発見していく、未来をつくっていく建築につながっていく内容をつくり上げていく。そして、できた後の問題がなかなかないがしろにされている場合が多いんですけど、維持管理のことも含めてですけど、施設をつくることによって、そこに新しい活動が生まれていく、そのために何をすべきなのか、そのためにはどういう運営方法を、あるいは運営にかかわる人材はどういう方がいるのかを含めて、全体の流れとして発見型ワークショップと名づけたものをどうい形で実現していくか、そのための具体的な作法について11にまとめております。

それともう一つは、最後に、そういう作法の精度を上げていく必要があるんですけど、具体的にそれを成功させていくためには行政の理解がないと成り立たない部分もあると思うんですね。そういう意味では、構想から設計の段階が今ぶつぶつに切れてしまっ

いる発注形態がまかり通っていることとか、情報の問題とか、発注の方式の問題、あるいは施設の運営とか運営主体、それを視野に入れて建築の計画を考えていく流れを検討していく、あるいはこういう手法を具体的に展開していくためには純粹に建築の設計、あるいは計画だけでは足りない部分の費用が必要になってくる、それに対しての配慮ということで、行政に対する提案という形で最終的にはまとめております。

以上です。

【部会長】 ○○さん、ありがとうございます。時間が短くて申しわけございません。続きまして、○○さん、お願いします。

【○○】 ○○でございます。よろしくお願いします。

○○では、本年20年度の建築の質の向上に関する検討を我々なりに展開いたしまして、『美しい建築』に対する行政の誘導」というサブテーマのもとで検討いたしました。美しい建築というと、少し歯の浮くような言い方ではありますが、建築の物的な、あるいは技術的な向上はそれなりに可能ですし、必ず進歩していくと考えられますが、建築の質のもう一つの大事な要素、美しさですとか、文化度、芸術性は大変定量的な評価も難しいですし、着実な進歩が図れるものではなくて大変難しい問題だと思います。これをずばり行政の誘導、あるいは行政の仕組みで果たして誘導できるだろうかということを正面から考えて見ようというのが私どもの発想でした。

戦後昭和20年8月15日には、日本は特に大きな都市は焼土と化して、いわゆるグラウンドゼロの状態にあったわけです。昭和25年に現在のもとになります建築基準法、建築士法が制定されまして、国土の復興にはそれなりの成果を上げてきました。

しかし、60余年を経た現在、結果としてでき上がった今の日本の状態を見て、これが世界に誇れるまちになったと果たして言い切れるでしょうか。これは基準法なり士法のどこかに問題があったというよりも、何か足りなかったのではないか。ここで何かをもう一度考えてみよう。もちろん建築基準法はあくまで最低基準を示す指針でして、その最低基準を超えるより良質の建築、まちづくりを誘導する仕組みがなかったためではないのかと考えました。

行政から誘導する仕組みづくりとは、建築家にとっては設計の自由を阻害する可能性もありますし、あるいは国民、市民にとっては私権の制限を伴う可能性もあるわけですが、それにあえて挑戦し、30年、50年後の美しい国土建設を目指すにはどうあるべきかを考えていきたいということです。

これに関連しまして、行政上の仕組みづくりに今回は限定しておりますけれども、実効性を上げるためには、行政の責務、建設技術者の責務、開発者、建築主、すなわち、すべての国民が等しく国づくりに責任を持っているんだという明確な宣言が必要だと考えまして、JIAは今お話が出てきています建築基本法の早期制定を希望しております。

私どもの具体的な提案としましては、パワーポイント用のプリントの3ページ目と4ページで2つの提案をさせていただいております。その1は、建築計画許可制度を導入してはどうかということです。2番目には、建築まちづくり助言機構を設置してはどうかという、この2つが中心の提言になっております。

1番の建築計画許可制度は、現在イギリスで導入されておりますプランニング・パーミッションの制度にならってはどうかということです。プランニング・パーミッションといいますのは、イギリスではタウンプランニング、あるいはプランニング・サーベイヤーという資格がございます。大学でそういう資格を取りまして、その7割の人は地方自治体に勤めて、プランニング・パーミッションの仕事をしております。開発者あるいは設計者は、ある種の申請に対しては許可をとることが必要であって、プランニング・オフィサーのレベルで90%程度許可されておりますが、重要度が高い、まちづくりにインパクトが強いと判断されたものは、プランニング・コミッティにかけて審査しております。

ここでは許可することが大事ではなくて、拒否できる制度があることがポイントかと思っております。この許可制度を得て初めてビルディング・レギュレーション、日本で言う建築確認に進むという制度になっております。

それからもう一つの建築まちづくり助言機構は、イギリスではCABEと言っておりますが、日本版CABEを創設してはどうか。これは、まちづくりに対する第三者機関的に専門家集団がいろいろな提案、指導を行っていく制度です。プランニング・オフィサーが計画を許可する以上、何らかの指針が要りますので、こういったものを創設してはどうかという2点が大きな提案になっております。

以上です。ありがとうございました。

【部会長】 大変明確なご提案、ありがとうございます。時間が少なくて本当に申しわけございません。じゃ、前半戦の最後でございまして、〇〇さん、お願いいたします。

【〇〇】 お手元の資料4でございまして、「建築の耐震性能向上に関する検討調査」につきまして、〇〇から説明させていただきます。

私どもは、かなり具体的に実は作業を進めておりまして、以下①、②、③と説明させて

いただきます。①質の高い建築物が有すべき性能として、建築構造物の基本性能は、工学的立場では使用性能、修復性能、そして安全性能ととらえていますが、一方、芸術的な立場では構造美もございまして、そういう意味で創造性、表現性、美観性、そして経済的な立場では生産性、施工性、経済性ととらえておりますが、ここでは建築構造の性能項目としては、これらの諸性能を勘案しまして、工学的立場の使用性能、修復性能、安全性能と設定しております。

②基本理念、建築主が要求性能を理解して把握できる性能状態表、それから性能メニューを用意してございまして、建築主に選定していただき、その要求性能に応じた性能グレードによりまして具体的な工学性能に基づき設計を進めることにしております。

設計結果に対しましては、建築主が期待した要求性能に合致した性能グレードにあることを評価・検証して、説明の上、了承を得ることにしております。要求性能の選択に当たりましては、建築主にも理解していただきまして、近隣、社会にも配慮し、社会への貢献を図る努力も怠らないことを考えております。

下に示しましたように、耐震性能につきましては、性能メニューの1つの建物の耐震グレードと被害・修復程度の関係の概念図、上の欄に地震の大きさ、中地震、大地震と入っていますが、左に被害の程度を示しています。小破、中破、大破です。それに応じました基準法の最低限を守る基準級オレンジ、その上のクラスの上級、さらにその上のブルーの特級の3クラスを建築主に選択していただいて設計を進めることにしております。

次のページを開いていただきますと、最初に地震荷重に対する性能メニュー表とございます。ここに適用されるべき建築物の用途例を示してございまして、それにしても、建築主が耐震グレードを設定されたとしても、地震と建物には多くの要素がありますから、実際には被害には幅がある、これをやはりきちんと説明するというところで、右の上の図のように説明をつけ加えておこうとしております。

そこで、設計に必要な評価する工学量は——工学量は実際には設計に必要ですが——建物の非構造部材とか仕上げ等の性能評価指標としては変形加速度、そして構造体には構造体の損傷の程度をあらわす強度、耐力、塑性率などを決めまして、応答解析から求まる応答値と比較して性能グレードを判定致します。

3番目に関係者の責務が書いてございますが、これはおのずと構造設計者は構造体、非構造体以外の部分の建築の耐震性能の品質グレードをまずは理解することが大事ですので、建築主にそれを説明して、設定された品質を確保する責務と役割がある。施工者は、それ

を確保する責務がある。建築主は、建物の性能グレードの設定について、構造設計者の説明を理解し、利用者社会への影響も考慮しまして、品質グレードを設定する責務と役割がある。公的機関、それから私どものような構造設計者団体は、品質向上のための活動と支援を行う役割がある。それ以外、提案の理由とか考え方を下に示しておりますが、いずれにしても、今後も実態調査や多くのケーススタディーを積み重ねまして、具体的工学量の設定を充実させ、一方、説明し易い分かり易い方向を目指したいと考えています。早速7月8日には、性能メニューについての講習会も行う予定です。

以上でございます。

【部会長】 ○○さん、ありがとうございました。

それでは、これから約30分間、前半戦の4つの説明に関しまして意見交換をしたいと思います。ご意見、ご質問がございましたら、発言をお願いします。これを立てていただくと幸いです。○○委員、お願いします。

【委員】 質問ですが、○○さんの建築に係る関係者の責務および役割で、一覧表、参考資料2を見ているんですが、その5行目、特に、「建築家の責務」がさらに明確なものとなるべきだと、その観点からも基本法の早期設定を希望するとあるんですが、建築家の責務がさらに明確になるとは、具体的には何をイメージされているんですか。責務があるんだよと明示するという意味ですかね。また、「さらに」というのがわからなかったのも、教えていただけるとありがたい。

と同時に同じ質問が○○さんにもあります。「責任強化」とあるんですが、「強化」とはこれ以上に責任を強くするという意味ですが、一体「より」とは現在より具体的に何をイメージされているのかお聞きしたいと思います。

【部会長】 じゃ、まずその2つ。○○さん、○○さん、順番をお願いします。

【○○】 ○○でございます。建築基本法は本日私どもがメインにしておりますが、私どもはもちろん建築基本法についても内部的ないろいろな検討をしてきております。それだけではなくて、私どもは建築士という資格の問題と建築家の責務は○○としての大きなテーマでございます。特に、ここでも取り上げています建築家のやるべきことの中に、建築の美しさであるとか文化性であるとか芸術性があるべきだということで進めておりますが、それが社会的にも法律のもしっかり認知されたいというのが我々の活動でもあります。それと建築基本法は大きくかかわっているということが我々の考え方でございます。

【部会長】 じゃ、○○さん、お願いします。

【〇〇】 恐れ入ります、ご質問いただいたのは、こちらのまとめのペーパーの。

【委員】 はい、責任の強化。

【〇〇】 わかりました。説明の際にはしよらせていただいたんですが、やはり専門家としての責務、責任、どちらでもいいのか、違いがよくわからないんですけれども、と権限の付与をセットで、どちらもより高い次元のものを求めるようにしていくべきなのではないかという考え方に基づくものでございます。

現在は、例えば建築設計者ということで申しますと、建築士という資格制度の中で、ある意味かなり限定された部分の責任と権限だけを持っている状態なわけですが、それをより一層高いレベルに持っていく、これは当然、制度の大幅な改革を伴うものになると思いますので、具体的にどういう形にしていくかについては実現可能な方法であるとか、あるべき姿の議論が必要なのではないかとこのところ、今回はそのぐらいのイメージだということでございます。

【部会長】 ありがとうございます。まだありますか。

【委員】 あと1点。〇〇さんのところで、やはり同じ項目ですが、同じ参考資料2の③の5行目、2段落目、計画理念や内容などの情報がスムーズに提供されると、役割と責務を担うことが必要だということと、そのためには計画理念や計画の情報がわかりやすくスムーズに提供される、ここのつながりがよくわからないんですが、教えていただけるとありがたい。

【〇〇】 ちょっとわかりにくい表現になっておりますけれども、パワーポイントの資料につけておりますけれども、11の作法は、もう少し内容を詰めて今年度取り組んでいきたいと思っているんですけれども、建築の初期の企画立案の段階から建築をつくる段階、そして最後のそれができた後、建築ができることによって、そこで使われる方々のいろいろな活動が広がっていくという一連の流れが、今、比較的分断されている現状があると思うんですけれども、その流れを全体としてスムーズにわかりやすくしていくことが重要なのではないかとこの前段の説明です。

そういうことを実現していくためには、11の作法にまとめておりますけれども、そういう段階を踏む作法が建築士としてきちっとそういう流れをわかりやすくして、生活者のいろいろな段階でのニーズなりを聞き取り、読み取りながら建築としてそれを実現していく手法が重要で、それが課題であるという意味で書いている内容です。

【部会長】 それでは、〇〇委員、〇〇委員の順番でご発言、お願いします。

【委員】 きょうは最後にお聞きしたほうがいいのかもしれませんが、今までのご発表で、1つは先ほどの質問にもありました建築家の責務とか、あるべき姿は、〇〇が使われている社会規範的という用語ですね。それからもう一方で、制度的な規範とか技術的な規範、建築関係で言えば、建築士制度であるとか建設業法という制度とかの制度規範と、それから建築基準法という技術規範、

【部会長】 どなたに対するご質問ですか。

【委員】 まず事務局に。今回のそれぞれ8団体に出された要求事項、建築の質の向上に関する検討で、法改正とか法制度を、新たに基本法等をつくる前提で委託されたかどうかですね。それからもう一つは、各団体はその辺の区別をどういうふうに考えて提案されているのか、まずその原点をお聞きしたいんですが。

【部会長】 後半のほうは全団体にお聞きになっているわけですか。

【委員】 そうです。

【部会長】 では、最初、前半を事務局、お願いします。

【事務局】 それじゃ、最初の諮問文があればよかったですけども、これからの安全で質の高い建築物の整備の方策はどうあるべきかということで、去年9月に諮問させていただいて、その項目は幾つかあるんですけども、1番目が理念的な部分の検討でございまして、この基本法は、私どもから正式に言ったことはまだなくて、きょう出ています〇〇の提案のもとになる提言などを見せていただいて、こういう枠組みもあり得るなという認識のもとに、基本法に限らず、どうあるべきかを諮問させていただきました。

この調査は、それに合わせて基本法なり法制度の枠組みをこうするんだということを前提に置かずに、建築界の関係各団体を募りまして、そこから今後の建築物の整備方策の団体なりのご意見をそれぞれ出していただきたいと。一定の補助を差し上げて検討していただだけませんかということで、手を挙げていただいたのが今回の8団体でございます。

そういう意味で私どもからあまり大きな縛りをせずに、自由な意見をまず出していただきたいと意図してやった調査でございます。

【部会長】 ありがとうございます。4つの、じゃ、さっきの順番で、質問をもう1回言ってもらいましょうか、大丈夫ですか。

【〇〇】 今の社会規範ともう一つの制度規範という2つの規範があるだろうけれども、それに関して内容的なこと、これはどちらだと区別しながら考えたかどうかということでございましょうか。

【委員】 ○○はそれらがすべて書かれているので、それほどの疑問はないんですが、他の団体の方は、今、事務局からのご説明があった観点で言えば、どういう点で主張されているのかというのが少しわかりにくい部分がある。だから、○○ももちろんそういうことがあれば、お話ししたいと思っています。

【○○】 それじゃ、○○でのその点での回答をさせていただきます。まず、社会規範という名前のついた委員会での議論になっているわけでごさいますと、内情を申しますと、社会規範という点での議論をまずしていこうという点がございました。ただ、やはり規範の関係を実効を上げていくためには、社会規範としてこういうものがあると宣言するだけではなくて、ある部分は法に關係してくるものも当然あるであろうことも議論の中に出ていたわけでごさいます。この部分は社会規範に任せる、この部分は法規範として制定すべきというところまで、峻別するところまでは我々の議論は、確かにこの期間では煮詰まりはしませんでした。

もう1点、基本法という点で、ある意味で法規範に相当するものの基本理念という形で制定する意義についてでございますけれども、やはりこういう内容のことを今回出された題目に関することは基本法という形で理念体系をまとめることには、ある意味でかなり今までの枠組みを変えるエネルギーになるのではないかと、これを社会規範の部分に任せる形での基本法も当然あり得るのではないかと、ある部分はそれによって社会規範の実効性に少しシフトしていく形にもなり得るであろうというところまでの議論はさせていただいたところでごさいます。よろしいですか。

【部会長】 難しい質問で答えにくいと思いますが、○○先生の質問、○○さん、お願いします。

【○○】 大変難しい質問で、現状は質の高い建築をつくりにくい状況だけだということか、建築の質の高いなどという議論をする前に考えなきゃいけない話がいっぱいあることが認識のベースにあります。

それともう一つは、我々の調査の基本は生活者参加、生活者の視点で建築をどう考えていくかということが非常に今ないがしろにされているというか、やりにくい。そのために建築士として自助努力していかなくちゃいけない手法の開発、あるいは生活者のニーズをきちっと的確に読み込んでいく力をつけていくこととか、そういうことはやらなくちゃいけない。作法は、そのために有効な手法としてまとめたいと思っています。

ただ、もう一つは、そういうことが極めてやりにくい状況が今ある。それは仕事の発注

の問題とかに大きな問題があつて、最終的には行政に対する提案ということで、最終的には発注方法だとか、あるいは制度につながっていく議論のベースになるだろうという認識はしております。

以上です。

【部会長】 じゃ、〇〇さん、お願いします。

【〇〇】 建築家の責務、技術者の責務という点は、〇〇の存立そのもののテーマですので、私がお答えしていいのかという大きなテーマです。いずれにしましても、〇〇のメンバーは、全員まず建築士です。その中でもみずから建築家と名乗れるかどうかという人たちが集まっている集団であるわけです。これはみずからが言っているだけではだめで、社会的にも認めていただく必要がありますし、願わくば、何らかの形の法的な裏づけのあるものであってほしい。単純に言いますと、英語で言えばアーキテクトに相当する制度が日本にない。アーキテクトを目指している集団だということです。

法的な裏づけがあろうとなかろうと、そう名乗るといふことは何をしなければならないか、世の中に対してどんな責任を持っているか、我々はどんな技術なり知見なりを持っていなければいけないか、これが〇〇の会員全員でやっている論議です。

いずれにしても、今よりも我々自身が世の中の特にまちづくり、物をつくるということではなくて、まちづくり、あるいは芸術性の高い、文化性の高い建築をつくることについて、我々自身がどんな役割を持つべきか、そういう論議をずっと続けておりますし、そうありたいと思っています。

【部会長】 〇〇さん、お願いします。

【〇〇】 先ほど説明いたしました1ページ目の下図—1、建物の耐震グレードにありますように、このように要するに基準法を超えるレベルでさらにどうするかという話として位置づけておまして、この中に書き込みがございますけど、破線で入れておりますけど、住宅については品確法が制度として位置づけられていると思つてはいますが、いずれにしましても、私どもとしては、制度というよりも技術規範として明確にして、評価やレビューが行えるようにというつもりで進めております。

【部会長】 ありがとうございます。それでは、〇〇先生、〇〇先生の順番でお願いします。

【委員】 〇〇さんと〇〇さんの両方をお願いしたいんですが〇〇の案は、大変高邁ないいことを書いておられると思うんですが、対象としての建築物は何をイメージしておら

れるのかなと思って聞いておりましたら、公共建築というお話が出ました。ところが公共建築は、今、建築主の中で、パブリックセクターはせいぜい5%ぐらいでありまして、あとの九十数%は民間建築、あるいは住宅なんですよ。そうしますと、ここに書かれていることは例えば民間建築をイメージして、オフィスビルだとか商店をイメージしますと、ここに書かれていることが、あまりにいい話なので、うまく現実にフィットするかなという素朴な感じを持ちました。

〇〇さんは、今、アーキテクトのことをおっしゃったように、建築をつくる非常に基本的な主体でおられるわけで、建築物は当然非常に包括的なものですから、建築の質という場合も非常に幅広く複合的です。ところが〇〇さんは、今回、美しい建築に限定してお話しされているので、〇〇さんにとってこれが一番イメージのトップに出てくる話かなと。私としては、それでは、失礼ながら、やや残念だなという気がするんですね。日本の建築の質を上げるために、建築の質の多様な複合的なものにがっつり正面から取り組むんだという姿勢が欲しかったなというのが率直な意見でございます。これは意見でございます。

【部会長】 それじゃ、順番をお願いします。

【〇〇】 今、ご指摘の内容は、まさにそうだと思うんですけども、ただ、この作法は民間の建築でも当然意識して建築をつくるべきだと思っています。

それで、経済行為になりますので、優先する内容の比重はいろいろ変わってくると思うんですが、例えば土地のこととか周辺のことに対して意識を持たない建築があまりにも横行している現状は、我々としても襟を正していかなきゃいけないと思いますし、そういう意味では、ここで書いている11の作法は、民間の建築にも当然通用すると思いますし、そういうことを通して初めて建築がまちをつくったり、まちづくりにつながる建築ができるのではないかと考えております。

公共の建築をイメージしながら、一応計画の初期の段階から最終の段階までイメージしてつくっておりますけれども、これは民間でもぜひこの視点で考えるべきではないかと考えています。

【部会長】 じゃ、〇〇さん、お願いします。

【〇〇】 ここで建築計画許可制度を取り上げさせていただいている1つの理由に、ここで言うのは日本の法律の分け方でいいますと、集団規定のあり方を変えるべきだという発想です。実は個人的になりますが、私は20年ほどイギリスで実務をやっております、プランニング・パーミッションを取得することに、ある意味大変苦労して、日本的な発想

と違うものですから。といいますのは、あちらの法律は決してがんじがらめに厳しく書いてあるわけではありません。1つのガイドラインに従ってプランニング・オフィサーと話し合いながらやっていくという感じですが、非常に向こうの裁量範囲が広い。これは設計者としては非常に困ることなんですね。難しいんです。こちらのまちとこちらのまちで言うことが違う。でも、ディスカッションを通してまちづくりをやっていくあたりが法律でがんじがらめにしているのと大分違う。それをぜひここで提案したいと。ですから、そこには建物の美しさもありますし、例えば環境に対する影響ですとか、交通量が増えることに対するインパクトをどう考えるかとか、非常に包括的な、いわゆるプランニング上の包括的な話し合いをしながら進めている。これは日本にない制度だと私は思っております。必ずしも美しさだけの話ではないつもりです。

【部会長】 ありがとうございます。それでは、前半戦は〇〇先生のご質疑で打ち切らせていただきたいと思います。

【委員】 ちょっとすみません、〇〇先生にお話させていただきたいと思います。先生は、公共建築が5%で建築文化にとって大事なものは住宅だというお話ですが、美的なことだけでは情けないとおっしゃいましたけれども、パリから関西空港へ着いて、僕は、電車に乗って走っている間に青がわらの建て売り住宅、プレハブ住宅がずらっと並んでいて、ところどころでもない、かなりたくさんマンションが建っているわけですよ。あれを見たときに、パリから帰ってきたときに、何て情けないまちだろうかと、恥ずかしいなという思いを持って電車の中から見ているわけです。

それは何かというと、デザインや色やいろいろなことがありますけれども、何が一番だめかということ、今、建築の世界を取り巻く中で、素材という言葉と建築の新建材という言葉があるわけですね。素材は文化を生むかもしれないけれども、新建材という例えば今ここに張ってあるような上等そうに見える木目のプラスチック、上等そうに見える大理石や御影石、そんなものはプラスチックで嘘つきです。私の住んでいるマンションがこの間改装され、外壁が御影石に張りになりました。何となくおかしいと思って爪で押したらきゅっとへこむわけです。プラスチックの御影石です。

そんなものが、例えば今200年住宅にお国が補助金を出す、プレハブの200年住宅に残ってもらったら、21世紀の初頭の我々は恥をかくだけです。技術の問題は、かなり我々は十分にわかるわけ。住宅に対しても十分わかるわけ。プレハブも200年もたせるのは簡単なことなんです。しかし、200年後に何を残すかというのは、文化、美学、我々

は21世紀の初頭にどんな美学を持ってどんなまちをつくろうとするかということを残さないといかんであって、建物という物を残すのではないんですよ。

だから、僕は美意識なくして、こんなものを語るのには景観法も何もかも基本法も意味がないと思う。僕は〇〇先生がおっしゃっていることはちょっとおかしいと思いますね。もっと美意識を高めることは、我が国にとって大事なことだと思いますね。建築材料という新建材はみんな嘘つきなんですよ。嘘つきの中で文化は生まれませんよ。やはり素材は文化を生み出すだろうし、素材というのは、パリや京都や奈良のまちをごらんになってわかるように、古くなるほど美しくなる、素材だから。新建材は古くなるほどだめになる。

【部会長】 〇〇委員、少し短目をお願いします。

【委員】 だから、今のそういうことに対して、建築家として、〇〇として僕はお話をちょっとさせていただきたかったのです。

【委員】 私は、美しさとか美について反対しているわけじゃないんです。〇〇がそれしか言わないことに反対しているわけです。それから、まちが汚いのは、素材とかいろいろおっしゃったけど、それは総合的な問題でありまして、美しいことをストレートに追求すれば美しくなるわけではないんですね。その辺をとところをご理解いただきたい。

【委員】 わかりました。

【部会長】 では、〇〇委員、お願いします。似たような話題ですね。

【委員】 今のテーマです。ちょうど今のテーマにかかわる質問が1つあるんですけども、〇〇さんに質問なんですが、問題の切り出し方についてご議論がありましたけれども、美しいことは極めて重要なことなので、今回その問題を取り上げられて、しかも、美しさは確かに定量化は難しいので、まさに仕組みとして誘導をかけていくのは、シングルイシューとしては別に悪いことじゃないし、それはそれで1つの大きな問題だということで、お話は大変興味深く伺ったところです。

それで、パワーポイントの3ページ目に建築許可制度の話が出てくるんですが、そこが少し気になって、ちょうど今の話も、まちづくりの話と集団規定の話と、それから建築物の美しさという話がまじっていたように思いますけれども、美しいかどうかという話を例えば建築確認の中に入れるみたいなことは、消防庁の同意が間に入っていたりとか、それから防災に強い建物をつくることであれば、似たような仕組みを、警察署長の同意を入れましょうかみたいな議論もあるので、そういう意味では、現行制度の中にも美しさを判定する手続みたいなものを入れることは、それほど夢物語じゃなくて、現実的に考えられる

のではないかと単純に思ったことが1つ。

あと、話し合いでやっていないんじゃないかとおっしゃったんですが、実際には自治体は、建築指導要綱とか開発許可に絡めて行政指導をやっていますから、あれはかなり話し合いでやっていて、それ自体が不透明だとむしろ批判があるところだと思いますけれども、そうすると、かなりの部分、現行の日本の場合にも入っているところがあるんじゃないかということをし少し疑問として思ったということですね。

あと自治体の議会のプランニング・コミュニティが関与するということがあったんですけども、議会を関与させるというのは、いいかどうかという問題があるのと、イギリスの自治体の統治体制がどうなっているのかわからなかったのも、教えていただければありがたいなというのが質問でございます。

それから、違う方に。続けて言ったほうがいいですか。

【部会長】 いや、順番に。

【委員】 そうですか。じゃまずそこまで。

【〇〇】 全部じゃありませんが、ある種のものについてはプランニング・パーミッションを得なければならぬと。これは2段階ありまして、アウトライン・プランニング・パーミッションとディテール・プランニング・パーミッションと2段階あります。最初に概要、こういう規模のこんな建物を建てたいんだけどということで許可をもらう。3年でしたか、5年でしたか、以内にディテールの許可をもらいなさいというのがあります。

それから、議会についてですが、イギリスの場合は、地方自治体がバラードとかカウンティというんですが、全国で約250ですから、日本の県などよりはるかに小さい。ですから、その議会、区議会みたいなものですね。そのさらに絞られた委員ですので、そこにはフルタイムの議員ではなくて、まちの町内会長さんとかそういうレベルの人が夜に会合をやります。ですから、そういう中で判断していく。

それから、もう一つ大事なのは、プランニング・オフィサーが約10%ぐらい、これは大事だからかけたほうがいいなと言うと、パブリックヒアリング、こちらでいうパブコメ、エンクワイアリーがありまして、こういう計画が出ていますが、意見があったら言ってきなさいと。これについては全部答えなきゃいけない、何らかの答えをしなきゃいけないことになっています。それを用意した上でコミッティにかけるということで、先ほど申し上げましたが、許可をするのが大事ではなくて、こんな建物はこのまちには要らないと、閑静な住宅街に突然マンションが建ったり、スーパーマーケットができたり、拒否をする仕

組みがあることが私は大変大事だと思っています。そのときには、やはり話し合いベースですから、法律ではありませんので、じゃ、どういうものなら許されるのかは、非常にいろいろな話し合いでありますので、ものすごく時間も手間もかかります。イギリスのプランニング・オフィサーに来てもらいまして、いろいろ話も聞いたんですが、今回、民主的過ぎて実はあまり効率はよくないんだと、それは本音だと思います。

【部会長】 はい、次。

【委員】 ありがとうございます。もう一つは、〇〇さんに伺いたいんですけども、レジュメの2ページ目の一番上に、行政関係は地方分権で、専門家には権限付与と責任強化とあるんですが、行政の中に専門家はいらっしゃるので、その扱いはどうするのが抽象的だったので、もう少し詳細に伺えればありがたいというのが1つと、それから④の5で、都市計画と建築単体の中間の領域を制御する施策が必要というお話で、中間領域が何がよくわからなくて、パワーポイントを見ますと、「街並み環境」という言い方をされているんですけども、街区とか地区計画とか総合設計許可とか、かするような仕組みもひょっとしてあるのかと思わないでもなくて、そのあたり、ご説明をいただくとありがたいということでございます。

【〇〇】 まず行政関係の専門家の方という点では、やはりそういう方がいらっしゃって、それだけの働きを、かつても現在もしておられることは大変尊重すべきことだと思うんですが、いかにも頭数が足りないことは否めない事実ではないかと思えます。これは自治体関係の方に、きめの細かいまちづくり関連の施策を実行するにはどうしたらいいかとお聞きするたびに、やはり手が足りないと。民間で働いている専門家の方々が、例えばある時点で行政側の立場に立って専門家としての働き方をすることが、今、J I Aさんがおっしゃられたプランニング・パーミッションの専門委員のような形で働くであるとか、そういうことが実現できれば、かなり日本全体が持っている専門家の知見をまちをよくすること、建築をよくすることに活用できるようになるんじゃないかというイメージでございます。

行政でいらっしゃる専門家の方々との間で相互のリレーができる形で全体を膨らませていければいいかなと、そんなイメージで、ちょっと直接的な答えになっていないかもしれませんが。

もう1点の中間領域ですが、これはおっしゃられたように、総合設計と、総合設計をさらに拡大した形での都市計画のうちのプロジェクト単位のものがございますが、私どもは

例えば実務の関係でやっておりますと、都市計画は大きく広い地域に土地利用から始まって全体の概念としてのコントロールはある。その次はやはり単体の建物をどう建てるかまででございます。

実は、先ほど町並みのお話もいただきましたけれども、町並みとして大き過ぎず個別過ぎない範囲に関してコントロールされている仕組みがどうにも感じられない。それはやはり社会規範のところで考えるべきものだという議論も当然あるかと思えますけれども、そこまで熟度が増していくには、相当の時間も多分かかるんだろうと。

今の建築基準法の中では例えば建築協定であるとか、地区計画、これは都市計画法の中にもありますが、ある意味で単体の建物にも関係するものですが、地区計画という制度もございませう。

もう少しそういったものの使い勝手が、ある意味で日常的な範囲にブレークダウンされてくると、ある善意の合意のもとにエリアそのものの環境をトータルでよくすることができるのではないだろうか。そういうものを考えていくことが例えば先進的な自治体であれば、そういうことを始めるとか、何かしらの形でシステムにのっていくことがこれからは必要なのではないかと、そんな議論から出てきた内容でございます。

【部会長】 ありがとうございます。大変活発なご議論、ありがとうございます。時間が少し押しておりますので、後半戦に移りたいと思います。後半戦は、〇〇さん、お願いします。

【〇〇】 ただいまご紹介いただきました〇〇でございます。最初に提案の背景等を説明したいと思っておりますので、いきなりではございますが、補足資料としてお出ししましたパワーポイントの打ち出し4ページ、右下隅に書いてございます2枚目にあります、をござらんいただきたいんですが、背景等ということで、この提案はこれまで行って来ました〇〇の活動の成果を整理してまとめたものでございます。特に、表彰事業である〇〇賞、BCS賞によって得られた知見を主として用いております。

ページ一番下の図をござらんいただきたいんですが、これはBCS賞受賞オフィスビルの残存率でございまして、受賞した建物については残存率が高い、つまり、よい建物は長く使われることを示したものでございまして、これは一例でございませうけれども、この賞の知識を参考にさせていただくことは、いただきました補助金事業の趣旨に合致するものと考えて提案を作成いたしております。

それではもう1回、提案の最初のページに戻っていただきまして、提案を説明いたしま

す。1、質の高い建築物が有すべき性能、全般に関するものとしては安全性です。またライフサイクルの各段階では次のとおり、事業企画段階においては、建築にかかわる事業プログラムの健全性、社会的ニーズへの適合性の2点。計画・設計段階では、構成・デザイン及び技術の適切性。施工段階では、施工技術・管理手法の適切性、難条件の克服度の2点。環境面では、地域環境との調和、地球環境への配慮、建物周辺環境の整備の3点。維持管理段階では、施設運用及び管理状況の適切性、ユーザーの評価の2点でございます。

説明は次の提案2とあわせて行いますので、次に進みます。提案2でございまして、建築に関する基本理念、建築の各主体が建築の事業企画、計画・設計、施工、環境及び建築物の運用・維持管理等に関して総合的に評価できることを提案しております。建築を総合的に評価する手法が整備されること、そしてこれが関係者に広く利用されることが基本理念であると考えました。最終的に、建築物の質に関する全体のコンセンサスが得られることが大切ではないかと思っております。

総合的評価といいましても、利用の面で事例を挙げてこの説明をしたいと思えます。補足資料に戻りまして7ページ、3枚目、ご覧いただいているページの右側ですが、これは〇〇の会員各社がCASBE Eを利用している実態についてでございまして、左の図は評価結果をプロットしたものでございます。会社単位または案件単位での全体での位置がこれで把握できます。右の図は利用件数の推移でございまして、利用が進展していることがわかります。

その下、8ページですが、次は事例の2でございまして、KPI sでございまして。これはイギリスの中心的な建設産業団体であるCE、コンストラクティング・エクセレンスという団体が運営している建設会社や建築プロジェクトの業績評価手法でございまして、図は評価結果を日本、イギリス、ニュージーランドで国際比較したものでございます。これだけではなくKPI sにはいろいろな種類、程度、立場、用途で利用されることがわかっております。

こうした評価のあり方、利用のあり方が必要ではないかと思うとともに提案(1)の性能を提案いたしました。総合的な評価の項目となるのはこういうものではないかと、これは仮説でありますけれども、提案しております。

最初のページにお戻りいただきたいんですが、提案3、建築にかかわるものの責務及び役割。役割、責務の主体は国、地方公共団体、そして建築主、建築生産者、所有者、建物管理者等の建築に直接関係するもの、そしてユーザーがございまして、特に提案したいこ

とは、建築に直接関係するものの責務、役割についてでございます、各自が質の向上に個々に努力するだけでなく、お互いが連携し、適切な関係のもとに建築を行うことを提案しております。

考え方ですが、もう1回補足資料の10ページ、最後から1枚目をあけていただいたところに赤いバツ点マークが下にございますが、それでございます。これは〇〇の欧米調査のA I Aさんのプレゼンテーションの引用でございますが、左の図は写真のサイロがございます。これは設計、積算、施工等の各業務プロセスをあらわしております、建築家、コンサルタント、施工者などの各専門家が各種の分野に閉じこもって仕事をしていた状態、これからサイロに相当するバリアを取り除きまして、連携して仕事を進めることを示しております。右の図は早期ほど変更の余地が大きく、それに要する費用が少ないことを示したカーブでございます。関係者の早期の参加を訴えるものでございます。

こういう内容の提案なんです、2つの側面からご説明いたします。まず1つは、業務プロセスの中ですが、隣のページをごらんいただきたいんですが、〇〇は、平成18年9月、不具合事例をもとにしまして建築生産参画者の役割について検討いたしました。表の列は発注者、設計者、監理者、総合建設会社、工事専門会社、メーカーという各主体、行は基本計画、設計、施工、引き渡し、メンテナンス維持管理というプロセスでございます、各関係者が相互に連携し適切な関係のもとに建築を行うことを提案しています。

もう一つの側面、これは建築関連資格でございますが、〇〇は平成17年2月、図で示すとおり、一番下の図でございます、建築関連資格制度の段階的改定を提案する中で、建築の専門家資格に共通のプラットフォームを設けていただいております。質の高い建築の整備を目指して建築にかかわるものの責務、役割を考えると、建築の専門家資格についてもお互いの関係を考え、共通する部分については設けてはどうかというものでございます。

以上、発表を終わります。

【部会長】 ありがとうございました。それでは、〇〇さん、お願いします。

【〇〇】 〇〇でございます。〇〇の提案等についてご報告申し上げます。まず、質の高い建築物が有すべき性能という点ですけれども、私どもは前提として、まず建築物は人工環境システムであること、建築物はライフサイクル特性を有していること、この2点が極めて重要であると考えます。環境管理という視点から見ますと、安全性とか健康性とか快適性、利便性、経済性という原則的な性能だけではなくて、保全性は本来建築物が備え

ておかなければならない性能であると考えました。

ご案内のとおり、維持管理という行為は、建築物の計画された機能、性能を持続的に保持するためには不可欠な活動でもあります。また、メンテナンスの必要のないシステムは存在し得ないことは、既に皆様もご承知のことかと思えます。以上の点から、保全性を極めて重要な建築物の性能であると位置づけたものであります。

次に、建築物に関する基本理念ですが、お手元の資料のとおり、6つのキーワードとして取り上げております。まず建築物の質の高い機能・性能の確保が前提ですが、維持管理を考慮した企画、計画、設計、施工が第1点目であります。第2点目は、維持管理、設計及びマニュアル等の完備による中長期計画に基づいた維持管理、行き当たりばったりではなくて、計画に基づいた管理です。第3点目は、建築物情報の整理、図面等も含めて、これの完備とそれをどのように伝達するかが極めて重要かと思えます。第4点目は維持管理データの記録・保管・分析・活用が重要な主軸になるかと思えます。これらに基づいて、第5点目が建築物そのものの情報及び維持管理情報をフィードバックまたはフィードフォワードして、建設プロセスに反映することが建築物の質に極めて大きな影響を与えるものと思えます。第6点目は、維持管理自体の品質評価を継続することによって質の向上を図るという、この6つをコンセプトとして基本理念を考えております。別な言い方をすれば、適切に設計され、適切に施工され、適切にメンテナンスをされることが、この理念を完成させる最も早い道筋であると確信いたしております。

3番目の建築に係る関係者の責務と役割ですが、多岐にわたる建築物の関係者は、環境経営の目標、あるいはその目的を相互に確認して維持管理情報を認識して共有、伝達する必要があります。現状におきましては、その仕組みができ上がっていないと言わざるを得ないかなと思えます。したがって、建築物のライフサイクル全体を通してのトータルネットワークシステムをまず構築すること、あわせて多岐にわたる関係者全員の責務がございしますので、それぞれが重要な役割を担っていることを認識しなければならないと思えます。

お手元に配付しました資料の最終ページにフローチャートと申しますか、概念図が出ておりますので、後ほどご確認をいただければと思えます。実例的に申し上げるならば、現在不動産の流動化が進捗している状況にもありますけれども、建築物において現実に発生している様々な問題を解決することは、現在の足元の問題であると同時に、将来の極めて重要な問題であるという認識で検討いたしました。あわせて、中長期的には法制度面の改

善、資格制度の再構築、あるいは維持管理を含めた教育のプログラム、教育制度の整備などが不可欠になると思料しております。保全を文化とする社会への転換と言い換えてもよいかと思います。

当然のことながら、私たち業界及び業界団体の使命は極めて重いわけですから、技術者の育成、あるいは業務の標準化、品質評価、モニタリング等々の問題を着実に解決していかなければならないと強く認識しております。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

【部会長】 ○○さん、ありがとうございました。続きまして、○○さん、お願いします。

【○○】 ○○でございます。資料7をごらんいただきたいと思います。それで、ご存じない方もいらっしゃるかと思いますので、ちょっと○○についてご説明させていただきます。

私どもは、会員800数十名を抱える○○です。会員さんの3分の1が研究者、大学関係者でございます。3分の1が設計者、それから3分の1が山と木にかかわる流通にかかわる方、大工工務店の方、大ざっぱに申し上げますと大体そういった構成の会員さんを抱えております。

今は○○ですけれども、前身が○○という○○でして、その創立から数えますと25年程度活動を続けてきております。常に木造建築のあり方を追求する活動を続けてまいりまして、特に近年は、どんな木造建築がよい木造建築であるか、それから今どのような木造建築をつくるべきであるかを中心的な関心事として活動を続けております。具体的にはシンポジウムですとか、木の建築賞という顕彰事業を行っております。

そんな中で議論を重ねてきてまいりまして、今回の補助金事業のテーマは20番で、建築の質の向上に関する検討でしたけれども、私どものフォーラムがこの中で何ができるだろうかと考えたときに、建築の質に「木の」という言葉をつけまして、木の建築の質の向上に関する調査を行うということで応募いたしまして、採択をいただきました。

そんなことで事業を進めましたが、資料をめくっていただいて2ページですけれども、この事業の目的は応募要項に明らかになっておりまして、それをどういうふうに回答するかということで、私どもはアンケートと会員を中心として○○さん、その他関連団体の皆さんにアンケートをお配りして、その回答、それから有識者によるヒアリング、意見交換会を実施して、その結果の考察を今回取りまとめてお出しさせていただいております。

その下にアンケート集計例と2ページ目の下にございますけれども、全数で195の回答がございました。その割合はここにごらんになるとおりで、意匠設計者が54%、それから広範囲にわたっているいろいろな木の建築にかかわるさまざまな業種の方々にお答えいただいております。

次のページをめくっていただけますでしょうか。3ページ目の上ですけれども、アンケートの主要項目は、〇〇から出されましたお題にストレートに素直に答えてもらうことを主眼に置きまして、割とストレートにこのようなことを聞いています。例えば上のほうを読み上げますけれども、これまでによい木の建築ができたと思ったときに、その主な要因は何でしたか。ずばりよい木の建築とは何か。それをつくるための重要な要素、逆にそれをつくるための邪魔をしているもの、それから、それがより多く今後できるために今だれが何をすればよいか等々、こういったことを具体的にストレートにフリーアンサーで聞いております。その回答は報告書にまとめておりますが、きょうの配付資料の中では7ページ以降に詳細にまとめています。

それから、もう一つ、3ページの下にある風景のヒアリングを開催しまして、4ページ目の上にあります出席者の方々、主に設計者の方々です、にお集まりいただいて、4ページ目の下ですけれども、こういった環境・耐久性に対する意見、リユース、森林と木材、それから木造の技術、法規・基準、地域性等々についてテーマで話をいたしました。

それで、次のページをめくっていただきまして5ページ、6ページで今回の私どもの提案をまとめてございますので、かいつまんでご説明いたします。

質の高い木の建築物が有すべき性能、日本の地域性と文化が考慮され、十分な耐久性と安全性を持つデザインがなされていること。ここでのデザインという言葉は、単に形の操作ではなくて、耐久性、安全性を踏まえたエンジニアリングを含めたデザインというつもりで使っております。

それから、木の建築の主要構成材である木材の品質と出どころが明らかな材が用いられていること。それから、木の建築にかかわるさまざまな人々の技術と英知が活かされていること、大変抽象的ですが、要は職人技術がきちっと活かされた建物であることを意図しております。

それから、地域と環境に配慮され、持ち主・利用者を初めとする多くの人々に親しまれ、愛着を持って社会資産として受け入れられるもの、こういった提言をまとめさせていただきました。

さらに、基本理念としては、その下ですけれども、人々はすべからず教養として木の文化を身につけ、山林の育林と保全、木の建築の創造、それから木の建築の中での活動や暮らし、木の建築の維持管理及び木の建築の所有と継承を喜びと誇りとし、木の建築が環境保全と省エネルギーとに密接に関連していることを知る、とまとめさせていただいています。

引き続き右側をご説明させていただきます。関係者の責務と役割ですけれども、教育に関しては、いろいろな方々にもうちょっと木の建築を含めて建築教育をすべきだろうということで、山と木の文化、木の建築と街並みについて、子供を初めとする一般の人々への啓蒙と高等学校・大学での木の建築に関する専門教育を充実すること。

研究に関しては既に一部で始まっておりますけれども、木材、木の架構、木を主材とする構法の腐食や耐久性、耐火性、構造的な性能など、立ちおけている工学的研究を集中的に実施し、実用として使えるデータをできるだけ早く公表する。それから、地域によって異なる木の建築に及ぼす条件について研究し、それぞれの地域で活用できる情報として公表する。これと似たようなことですが、次は、地域の条件と木の建築のつくり方について、地域に専念して研究、指導している、例えば北海道の北海道立北方建築総合研究所、北総研のような研究所を全国のブロックに設置し、地域にふさわしい木の建築の実現に貢献してもらいたい。これは、現在温暖化も進んでおりまして、少し日本の国内でも南方の気候を考慮した建築がもっと研究されてしかるべきだろうという意図でございます。最後に、伝統的木造建築について、伝統構法の力学的性能を急ぎ把握し、補強の方法や架構のシステムに関する情報をできるだけ早く公開してほしい。

それから、設計に関しては、これまでの木の建築に関する教育と実務経験の乏しさを配慮し、木の建築の架構、構法を十分理解し、安全で安心できる木の建築が設計できるように学習することが必要。木の建築の長寿命化及び建築が地球温暖化防止に貢献できることを十分に学習するべきだということです。

それから、行政には、木の建築を学習する講習会等の支援を望みたい。森林の保全・育林、伐採された材の活用、製材、製材品の品質管理、材の流通、加工、組み立て、維持管理、各種技術者の養成と、川上から川下までの行政の連携を強化してほしい。それから、上の研究の役割でも申し上げていることですが、地域性を考慮した、いわばローカルルールを整備の促進が必要であろうと。それから、木の建築の資産価値を高めること。減価償却の見直し、中古住宅の市場整備を促進、遺産相続時の建築の取り壊しを防止する施策の展開、最後に、既存不適格に関することですが、現存する木の建築の改修を容易にする法

律の検討が必要だろうというまとめを行いました。

少し長くなりましたが、以上です。

【部会長】 ありがとうございます。それじゃ、最後に〇〇さん、お願いします。

【〇〇】 それでは、資料8でございます。〇〇でございます。1枚めくっていただきまして、はじめにと書いてございます。まず、私どもの協会は、ほかの7つの団体さんとかなり違ってございまして、といたしますのは、いわゆる木造の住宅の普及・発展を目的として、その関係の住宅資材とかを生産、あるいは住宅メーカーを会員とする団体でございまして、現場からの提言になろうかと思いますが、いずれ住宅がメインでございまして、現場からの提言になろうかと思いますが、いずれ住宅がメインでございまして、したがって、次ですが、質の高い建築物といったときには、私どもとしては質の高い住宅に必然的になるわけでございます。住宅につきましては、ご案内のように、住生活基本法であるとか、住宅の品質確保の促進に関する法律、あるいは長期優良住宅の普及促進に関する法律等々の法律があるわけでございます、その中で理念、住宅の性能表示、あるいは住宅関連事業者の責務等が規定されておるわけでございます。特に住生活基本法では、各種の水準、住宅性能水準であるとか、居住環境水準であるとか、居住面積水準等々の規定があるわけでございますし、品確法では性能表示、等級表示があるわけでございますし、長期優良住宅法では、長期優良住宅の具体的な指針が書かれてあるということでございます。

住宅の質の向上のためには、これらの法の趣旨を生かして、これらを実現し、また守っていくことが大事であるとは考えておりますが、しかしながら、そのとおりにやっていくことはまだまだ大変なことであろうかと思っておりますのでございます。

私どもといたしましては、特に現場で質の向上、確保に関して、どのようなことで苦労しているのかについてご説明することといたしたいと思っております。主として戸建ての注文住宅等について、どういったものがあるかということでございますけれども、質の低下には幾つかのタイプのものがまざっているということでございまして、ここでは悪質なものを除きまして3つ書いてございますが、最初のaとbは似てはおりますけれども、悪意はございませんけれども、設計や施工の不備によるもの、これは関係者の知識の不足、あるいは設計の仕様とか施工仕様とも適正なんですけれども、作業ミスですとか、監理ミスというもので注意不足によって生じるもの、例えば鉄筋の壁厚不足なんていうものがあるかもしれませんし、こういったものは手直しせざるを得ないものでございます。それとcと書いてございますけれども、性能上の問題はないんですけれども、解釈が違うという

ことで行われるものが、例えば説明不足であると。木造住宅の場合は木材が乾燥するときには割れが出てくるわけですが、住みついた後に木材が割れて、これ何だという形で言われることがある、それは基本的には問題ないんですけども、なかなか理解を得られないという話もあったり、あるいは外壁の色とかについては、小さいサンプルで見たときはこういう色でよかったけれど、全部張って見たときにはちょっと違いますねという話で、多少問題になったりすることもあるわけですが、いずれにせよ、a、bの場合については、これらの減少に向けて関係者の技術マニュアルの作成とか研修会、講習会等の開催が必要であろうかと思っておりますし、cのような場合には、施工者はやはり買い主への説明に努める以外にないんですけども、事前の十分な説明とか指摘された直後の的確な説明が肝心であろうということがございます。

それで、事業者が果たす役割と改めて書いておりますけれども、注文住宅であれば建築主との間で合意した設計や請負契約に盛り込まれた性能、分譲であれば買い主が望むであろう性能が過不足なく確実に実現されていることが要求されるのではないかと。お客様の要求に的確に対応していることが必要であることが第1点でございますが、2つ目に、お客様のみならず、社会が要求する質とか性能、例えば環境に対応する質等があるかと思いますが、そういった建築物を合理的かつ的確に建築できるように、事業者は新技術、情報、あるいは法改正等も絶えず注視して吸収しておく必要がございます。

それから、常に設計、施工、監理等の能力を適切に備えて、蓄えておかなければならぬし、その能力を発揮できる体制を維持することが非常に重要であると考えておるわけがございます。

なお、私どもも会員会社に対するアンケートを150社から受けておりますけれども、その中で1つだけご紹介させていただきます。質の向上に役立ったと思われる、あるいは法制度の改正としてどんなものがあつたかということでございますが、参考資料2の4ページ、それから6ページでございますけれども、こういったものが質の向上に役立ったのかを事業者に聞いたものでございますけれども、次世代の省エネ基準ですとか、瑕疵担保責任の義務づけ、あるいは構造関係規定等々でございます。それから、6ページを見ていただきますと、長期優良モデル事業とかCASBEEとかシックハウス等々につきまして、こういったものが質の向上につながったという認識を持っておるということがございます。

以上、簡単でございますが、説明でございます。

【部会長】 ありがとうございます。それでは、今の4つの団体さんからのご説明に

関しましてご意見、ご質問がございましたら、発言をお願いします。

もしないようでしたら、前半戦の4団体も含めて合計8団体に関しましてご意見、ご質問がございましたら、お願いします。大滝さんと清家委員の順番でお願いします。

【委員】 後半の部分で言葉の意味がわからないので教えていただきたいんですが、〇〇さんのK P I sというのはキー・パフォーマンス・インディケーターズと理解してよろしいでしょうか。そういう意味ではないですか。

【〇〇】 そのとおりでございます。

【委員】 それでよろしいですか。じゃ、全般を通して質問させていただきたいと思いますが。

【部会長】 全般というのは4団体ですか、それとも。

【委員】 全団体、8団体。

【部会長】 8団体が全部お答えすると時間がないので、できましたら、どこか代表を決めていただけるとありがたいんですが。

【委員】 ああ、そうですか。

【部会長】 8団体全部にお答えは。

【委員】 はい、わかりました。じゃ、まず〇〇さんでよろしいでしょうか。というのは、この参考資料を今見ているんですけども、③の建築に係る関係者の責務および役割の中で、ほとんどの団体は利害関係者といいますか、そこには居住者とか住民とか生活者という視点での責務と役割が入っているんですが、〇〇さんにはそれがちょっと見にくい部分があるんですが、入っていると考えるとよろしいんでしょうか。

【〇〇】 はい、特に今、建築基本法という分野では、私どもも委員会をつくりまして研究を始めております。その中で行政の責務ですとか、あるいは開発者、建築主、いわゆる国民の責務ももちろん出てまいります。我々にとってはその中でも建築家の責務をみずからまずはっきりさせなければいけないという論議はしておりますので、基本法ベースの話のときは全般のいろいろなディスカッションをしております。

【委員】 ということで、要はここで見ると、「すべての国民」と書いてある中に含まれると理解してよろしいんでしょうか。

【〇〇】 はい、すべての国民というのはちょっと大げさ、言い過ぎなのかもしれませんが、国づくりには国民の責務があるのは基本法では言うておくべきことだなという方向で今おります。

【委員】 わかりました。

【部会長】 いいですか。

【委員】 じゃ、また機会がありましたら。

【部会長】 じゃ、もし後で時間がございましたら。じゃ、〇〇委員。

【委員】 〇〇と〇〇にお伺いしたいことがございます。両方のお話を聞いて思いついたことですが、〇〇で、責務、役割ということでパワーポイントの10が提案（3）でご説明がございましたが、その次の11ページを見ますと、先ほど〇〇さんの位置づけは一体どこなんだろうということで、やっぱり発注者を通してメンテの情報がいくしかないのか、あるいはメンテナンスの部分からきちんと情報収集ができているかが〇〇さんへの質問で、同じように〇〇さんには、さらっとご説明いただいたんですけど、維持管理に関する責務を負われている立場から、それが設計とか施工へのフィードバックがご提案として書かれているんですけど、それは実際にはうまくいっているとお考えか、なかなか今のところうまくいっていないというお考えなのか、順番にお聞きできればと思います。

【〇〇】 〇〇でございます。お答えいたします。建物管理者の立場が11では見えていないけど、どうしてかということなんですけど、この検討に関しましては、ちょっと見えていなかったということございまして、平成18年9月の検討の中ではちょっと見えておりません。ただ、今回の提案に際しましては、建物の維持管理と運用につきましては、建物管理者と入れておりまして、もちろん視野に入れて検討を進めております。大事なところであろうかと思っております。

【〇〇】 ただいまのご質問にお答え申し上げます。本日はお配りしていませんが、〇〇の報告書の中にも協会員に対して維持管理情報がどの程度入手できているのかというアンケート調査をやっておりますが、その結果においても「不十分である」との傾向が見られます。

いろいろな事例はありますけれども、例えば「竣工図がまともにかかれていない」のは別に珍しい話じゃありませんので、あっても驚きはしませんけれども、現状のレベルはその程度と考えていいかと思えます。

それから、フィードバックについては、私どもの責任ももちろんありますし、先ほどご提案した維持管理情報がきちっとデータ化されていないというのも現実の問題としてありますので、これらをやはりネットワークの中できちっとフィードバックする、あるいはそれらを蓄積した上で建設プロセスへフィードフォワードして、将来において問題を起さな

いためにこういうチェックをしたほうがよいというような考え方は、我々だけの話ではなくて、建設プロセスにかかわるすべての人々が共有情報として持つほうがより賢明かなと思います。

【部会長】 ありがとうございます。それでは、〇〇委員、お願いします。

【委員】 〇〇さんのはじめにに幾つかの建築のトラブルみたいな事案がありますので、ちょっとお尋ねしますと、ほかのところでも共通するかと思いますけども、建築といいますが、住宅を建てるほうからしますと、きちんと建てて当たり前で、だから、建築とか旅行業は、クレーム顕在化産業じゃないかなと思っています。つまり、ちょっとしたことがあっても、これは生涯にわたって一番大きい買い物なので、何か少しあると消費者としては申し出たくなるということなんでしょうけども、①の部分なんかでどの程度あるのかは知りませんが、こういうトラブルがあつたりすると、相対交渉、相対交渉というのは事業者と申し出者の間で交渉するという形で大体済む格好になっているのでしょうか。それとも社会資本整備審議会の別の部会でも、ADRみたいな、ADRというのは裁判外紛争を解決する機関で、それを解決していくのは、そういう機関があつたほうがいいのかなとかという議論もあると思うんですが、こういう問題ではそういったところが必要だと思われているのでしょうか。

【〇〇】 それでは、お答えいたします。今おっしゃるとおりに、住宅産業はクレーム産業だという話が言われておるわけでごさいます、先ほど申し上げましたようなミスは、ないようにしたいと思ひながら、どうしても実態として出てくるものはあるわけでごさいます、そういったときにどのように適切に対応できるのか、アフターとしてどのようにやっていくのか、やはり非常に大事だろうと思ひておるわけでごさいます。

そういった意味で、本当にトラブルになって、いかんともしがたくなつた場合については、ご案内のように、紛争処理とか、そういった仕組みにいくわけでごさいますけれども、私どもといたしまして、もちろんそういったことにいくことなく、こちらの事業者サイドはきちんといろいろなことについて、あり得べき問題について適切に注文主に対して常に十分な説明ができるように、それだけの能力を持つておくことが必要ではないかとは考へております。

【部会長】 ありがとうございます。1つ、私にも質問させてください。〇〇さんにお聞きしたいですけど、③に関係者の責務とごさいますね。1. から5. まであつて、2. 3. 4. が建築業界関係者だと思ひますけども、いわゆる建築の質に関する一番のディシ

ジョンメーカーは、もっと上流にある金融業界とか不動産業界とかディベロッパー業界ではないかと思うんですけど、それに関しては〇〇さんに限らず、あまりそこについては触れていないので、もし何かお考えがあればいいかということが1点。

それから、ステークホルダーというと産官学、それから最近は産官学民が多いんですけど、〇〇さんは学のことを一言も言っておられないのは、何かあれがあるのか。その2点、お願いします。

【〇〇】 お答えさせていただきます。こちらのペーパーにも建築主等のところに建築主、事業主、投資者と書いてございまして、正規の報告書では、やはり建築がある部分、投資商品化している部分があることも含めて、投資に関係する、間接的に建築プロジェクトにお金の形で参加する人にも当然に責任があることを記述させていただいております。具体的にどういうというのはまた難しい議論があるかと思えます。

それから、最も答えにくい質問である学の責務についてでございますが、確かにおっしゃるとおり、この部分には学の分野に関する責務は直接には述べておりませんが、強いて言いますならば、専門家のところにやはり入るものであろうということでございます。

レポートでは、これだけの知見が蓄積されているはずの日本の建築界が、特に建築学に関する部分の知見、それから技術力を一層活用できる仕組みを何かしらの形でさらにつくっていききたいと。そういうことに関して、自分たちが果たすべき役割を果たす用意があることは報告書で述べさせていただいたところでございます。

【部会長】 ありがとうございます。

じゃ、〇〇さん、〇〇さんの順番で。すみません、大分時間が来ていますので、短目をお願いします。じゃ、〇〇さん、どうぞ。

【委員】 質の高い建築の中で、美しい景観とか美しい建物といったことを〇〇さんが取り上げられておりますが、私はそれは大変重要なことだと思っております。ただ、質問があるのは、専門官が拒否する場合の規範、要するにガイドラインがあるように書かれておりますが、そのガイドラインはどのようなものか。

私も、以前ロンドンで仕事をすることがありますが、その時には歴史保存地区など、各々の地区によって景観規制が違っているように思いました。何段階の規制の程度によってガイドラインが定められていて、専門官が判断していくと思われませんが、そのガイドラインがどんなものかというのが1つと、もう一つは、専門官たる資格者に要求されるバックグラウンドとか教育とか、どういう人が専門官になるのか。このような制度を導入するとき

は、これは非常に重要なポイントになると思うので。それからもう一つは、今回は建築基本法という建物に関することが大きいですが、美しい景観を考えたときに、高圧線とか高速道路とか広告塔とかいろいろなものがあり、そういったものにまで広げて我々としては考えていかななくてはならないのか、あくまで建物だけでいいのかどうかということも、建築基本法の中では難しいかもしれませんが、何かお考えがあれば。

それから、最後ですけれども、もう一つ、シンガポールなんかにあるんですけれども、建築は美しく保たなければいけないことになっておりまして、5年ごとに外装は塗りかえるという法律がありますね。我が国ではそういったルールが全くなくて、とにかく汚れ放題、ほうっておいても構わないわけで、美しく保つほうのルールも考えていかなきゃいかんじやないかと思う。それはどのようにお考えでしょうか。

【〇〇】 第1のご質問のプランニング・オフィサーの役割、あるいは資格のことかと思えます。タウンプランナーは大学で学科があるようです。私が行ったわけではありませんが、そこで建築を勉強したのと同じようなことです。日本の場合は、建築と、それから都市計画といいますか、都市工学、どちらかというところ、土木に近い分野で、ちょうど中抜けをしていると私は思いますが、イギリスの場合は真ん中がしっかりそういう人たちが埋められている。先ほど申し上げましたように、タウンプランニングの資格を持っている人は、7割方が地方自治体に勤めているということで、その人たちの判断が大きく影響するということです。

何か判断に迷うときは、必ずコミッティを開く、あるいはパブリックエンクワイアリーという付近住民に問いかけて、こういう計画が出ていけども意見があったらどうかということですので、タウンプランナーに実際に聞きましたが、9割は自分でも判断できるんだと、ある種の判断基準は持っている。それから、日本でいう都市計画地図的なもの、あるいは用途別の利用計画みたいなものはもちろん向こうにもあります。ただ、この地域は建ぺい率60%だといいますが、じゃ、62%だったらどうなんだと、そのあたりは、ほかの条件との兼ね合いで相談することができる。日本だと59.99%という感じですが、そのあたりの法律に対する考え方が違う。その中には建物の色ですとか、例えばレンガづくりのきれいな古い町並みのところを1軒壊して、鉄骨ガラス張りの建物、これはまずパブリックエンクワイアリーで引っかかります。絶対に許可になりません。そういった指導が行われるということです。

【委員】 建物より影響が大きい、例えば高圧線があちこち張りめぐらされ、山のてっ

ペンまでいっているとか、そういったことの中で、建築だけを考えるとなかなか解決し難い問題だと思うんですけどね。

【〇〇】 おっしゃるとおりで、これは私どもの議論の中でありました。町並みの写真を見て、どれを直せばきれいになると思うと。ほとんど、電線とブロック塀と看板類を整備しただけでも大分違うよねという論議がありました。それは我々がどう扱えるか非常に難しいんですけど、絶対に扱わなきゃいけない問題だと思います。

【委員】 もう一つは、要するにだれでも美しい建築をつくろうと思ってやっているわけだけでも、仮にはじめは美しくあったすれば、美しく保つ義務が国民にあるんじゃないか。何年かごとに外壁を塗り直すとか掃除をするとか、そういうことも美しいまち、美しい建物、景観をキープするには必要なルールじゃないかと。美しい建築をつくるのも必要だけど、制度の中にそういった点も必要じゃないかということ。

【〇〇】 おっしゃっておられることは理解しますが、イギリスで特にメンテについてのルールはあまり聞いた記憶がありません。

【部会長】 ありがとうございます。〇〇委員、簡単に、最後にしますので。

【委員】 〇〇さんに少し感想を聞きたいんですが、提案の中の研究の分野で、地域ごとにいろいろな指導する研究所のようなものがあつたほうがいいと。それはすばらしいご提案かと思うんですけど、一方で、〇〇の会員のような設計者とか、そういったグループでも十分にこういったことは対応できそうな気がするし、地域を生かすことでは十分な気がするんですが、やはり研究的に大きく欠落している、不足している状況があるのでしょうか、ヒアリングとかアンケートでもしそうしたことがわかっていたら教えていただければと思います。

【〇〇】 その件に関しましては、意見交換会の中で出てきた提案なんですけれども、特に研究において欠落しているという指摘というよりは、先ほども補足の中で少し言葉を添えましたが、北海道で北総研が果たしている役割をもうちょっと全国に広げたら、純粋にそういう話だと考えております。意図としては、断熱において北国の研究はされているけれども、それが一律全国の法規にかぶせられて、沖縄でもこれをやるのかとか、もう少し、南方建築というとても非常に抽象的ですけども、南の地域の法規もあわせて考えていただけたらという意見だったと私は理解しております。よろしいでしょうか。

【部会長】 まだご意見はあるかと思いますが、大分時間が迫っておりますので、質疑をこれで終わりにしたいと思います。

今回、建築基本法ですから、先ほどの〇〇さんなんかの質問を含めて、僕は、相当幅広い議論をしておいて、なるべくトータルで日本の建築、都市が美しくなるような提案に持っていければいいなと思っております。

それじゃ、あと事務局にお返しします。

【事務局】 次回の予定でございますが、参考資料3をお配りしておりますが、引き続き質の高い建築物の整備方策について、有識者の方からのヒアリングということで、今回は消費者の観点から議論を行いたいと考えております。日程は7月23日を予定しております。夕方の時間帯を予定しております。詳細はまた近日中にご案内しますので、よろしくお願ひ申し上げます。本日の議事は事務局で議事録として取りまとめた後、ご確認をお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

【部会長】 本日、委員の皆様、大変熱心なご審議、ありがとうございました。それから、8団体の皆様、大変貴重なご報告、ありがとうございます。十分時間がとれなくて、まことに申しわけございませんでした。

以上をもちまして、本日の基本制度部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —